

令和 8 年 9 月 2 5 日

城陽市議会議長
乾 秀 子 様

提出者 城陽市議会議員
上 原 敏
宮 園 智 子
下 村 牧 子

議 案 提 出 書

下記の意見書案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

記

意見書案第 2 号 働く者の声を尊重した労働時間法制の実現と I L O
三者構成原則の堅持を求める意見書

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の堅持を求める意見書

「働き方改革」関連法の施行から約7年が経過したが、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念の実現は道半ばである。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数は過去最多を記録している。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な地域社会を維持するために今求められているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和ではなく、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

については、労働者の命と健康そして権利を守る観点から、国に対し次の事項を速やかに履行するよう強く要望する。

- 1 「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法規制を実現すべく働く者が休息と生活時間を十分に確保できる為の法整備を行う為に、時間外休日労働の規制・連続勤務規制・勤務間インターバル制度・「つながらない権利」等について業種・職種ごとの実態を把握し、労使双方の意見を十分に踏まえた上で、長時間労働の防止に対して実効性のある制度整備を行うこと。
- 2 労働者の選択肢を広げ、多様で柔軟な働き方を実現するため現行制度を見直す場合には、労働者の健康確保及び長時間労働の防止を前提とし、必要な歯止めを講じた上で、裁量労働制の対象業務や変形労働時間制の要件について、労使双方の意見を十分に踏まえた適切な制度設計を行うこと。また、労働時間の適正化と生産性向上を両輪で進めるための法整備並びに企業及び労働者への必要な支援を行うこと。
- 3 労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク（人間らしい生活）」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、適正な運用の徹底や監督指導の強化により労働基準監督署における厳格な指導・監督機能は維持すべきこと。
- 4 「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論にあたっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、ILO三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8年 9月 日

衆議院議長	森	英 介	様
参議院議長	関 口	昌 一	様
内閣総理大臣	高 市	早 苗	様
厚生労働大臣	上 野	賢一郎	様

城陽市議会議長 乾 秀 子